

平成30年度事業計画

I 基本方針

当社は、県及び市町村が行う社会資本整備事業の円滑な執行を支援することにより、県勢の発展や県民生活の向上に寄与している。引き続き、長年にわたり蓄積してきた技術と経験を活かすとともに、県及び市町村を取巻く環境の変化によって生じてきている当公社へのニーズの変化に的確に対応するため、下記により事業運営に当たる。

記

- 1 積算などの基礎的事業は、基準改定などを確実に反映し常に正確なものとする。
- 2 経営の健全性に十分留意しつつ、公益目的事業や社会貢献事業を積極的に進めるとともに県及び市町村の委託費用の軽減に努める。
- 3 技術者育成などの早急なニーズについて、基礎的事業の改良により迅速に対応する。
- 4 新たなニーズの事業化について、県及び市町村との連携を強める。

II 実施計画

1 実施事業（公益目的事業）

(1) 公共事業支援統合情報システム（建設CALS／EC）の運営

電子入札システム及び入札参加資格電子申請システムの共同利用センターを運営する。新元号に対応する改修を行う。

電子調達システムについては、操作に関する問い合わせに随時対応する。

茨城県土木設計積算システムの運用・保守を行う。基準改定については即時に対応するとともに毎月、改定単価に更新する。

(2) 建設技術の研修・相談の実施

ア 技術研修

(ア) 県及び市町村の初任者向け、専門分野別及びIT研修などの定期研修を県と連携して行う。

(イ) 市町村から要望の多い積算研修については、基準改定時などの機会をとらえて独自の研修会を実施する。

(ウ) 出前研修については、市町村の希望する内容に応じて随時実施する。

(エ) 県と連携して試行してきた若手技術職員育成については、県を対象に本格実施する。

イ 建設事業に関する技術相談

県及び市町村の職員からの相談に電話、メール、或いは、直接出向くなどして対応する。

特に、建築技術者がいない市町村については、初期段階から継続的かつ丁寧な対応に努める。

ウ 建設行政に関する催し等への後援・協賛

県、市町村及び建設関係団体が主催する建設行政に関する催しや研修会・講習会に対し後援・協賛する。

エ 公共土木施設災害復旧事業の技術的支援

河川・道路災害復旧実務要領や直近の実例をもとに災害復旧事務にかかるとる研修会を実施する。

大規模災害又は危険個所については、ドローンによる映像の提供を行う。

県の災害時情報共有化システムの管理を行う。

2 社会貢献事業（公益的事業）

県及び市町村が最新技術の導入などによる事務方法の改良を試みようとするときに、共同実施者になるとともに事業費を助成する。

3 その他事業（収益目的事業）

(1) 発注者支援

ア 土木工事及び建築工事の設計・積算や工事監督補助

(ア) 設計・積算にあつては、特に若手職員が設計や施工等について理解を深めるための資料を提供する。また、適正工期を具体的に定めるための工程表を作成し提供する。

(イ) 工事監督補助にあつては、工事が円滑に進むよう必要な確認を適確に行う。また、施工履歴の I T 記録について発注者の意向を確認しながら試行する。

(2) 管理者支援

ア 橋梁長寿命化等

(ア) 橋梁については、「地域一括発注」の担い手として引き続き橋梁点検を実施する。

(イ) 供用中橋梁の維持管理をするうえで重要な設計などのデータについて、「いばらき橋梁情報管理システム」による保管を普及する。

(ウ) 橋梁以外の施設についても、同様に保管のシステム化について、県や市町村の意向集約を図る。

イ 台帳整備

道路、橋梁、河川、港湾等の台帳の新設、更新を行う。

ウ 日常管理補助

県管理 7 ダムにおいて、日常巡視を行うとともに洪水時には変化する気象や水位の情報を各関係機関に送付するなどの連絡調整補助を行う。

偕楽園公園等において、巡回による日常点検を行う。

好文亭及び弘道館において、入場料金の徴収を行う。この際、丁寧な対応に努める。

エ 電子納品保管

県が発注した業務の納品物を保管する。

(3) 事業者支援

ア 災害復旧事業

国庫負担金申請にかかる調査・設計及び図書作成に最優先で対応する。

イ 東日本大震災復興事業

事業量の多い事務所においては、現地駐在による工事監督補助を行う。

ウ 土地区画整理事業等

県施行の土地区画整理事業においては、現地駐在による事業進捗や権利移動などの情報管理事務を行う。

また、圏央道沿線における喫緊の土地造成事業の支援については、集中的に対応する。

4 業務執行体制の整備

(1) 職員の能力及び資質の向上

技術や取り巻く状況の変化などの新たな情報を常に得るため、(一財)全国建設研修センター等の技術研修を受講する。

設計・積算業務等で得た知見を伝えるため、自ら研修教材を作成し、研修講座を開く。

業務上必要な資格を取得するため、引き続き特別研修を実施する。

(2) 照査体制の強化

積算の照査については、作業過程での確認が重要なことから、課長による適宜の点検を確実に実施する。

積算基準の改定などの重要な内容については、必ず全員参加の確認会議や課内での勉強会を開催し周知徹底を図る。

設計の照査については、作業進度に応じ、技術検討会において発注者が求める成果の方向性や設計方針の妥当性の確認を徹底する。

(3) 経営の健全性の確保

現在行っている業務については、価格構成などを対外的に比較できる原価管理に努める。

新たな業務については、経営行動計画の作成などを通して県などとはよく連携をとりながら検討を進める。

(4) ワーク・ライフ・バランスの促進

時間外労働を限度内に納めるとともに育児・介護などに充てる時間をより取得できるようにするため、業務方法の改良をさらに進める。